参加者の有無を確認する公募手続に係る
参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。
令和８年 11 月 24 日
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　本部長　松村　秀弦

1　当該招請の主旨

本業務は、広町二丁目地区における土地区画整理事業の実施に関して必要となる地権者・関係機関等との調整及び資料作成等を行う業務である。業務の実施にあたっては、権利者等調整等業務に係る発注者支援業務に精通し、必要な技術を有していることが必要である。

このため、従前から権利者等調整等業務に関する発注者支援業務を行っている特定の法人を契約の相手先とする契約手続を行う予定としているが、当該法人以外の者で下記の応募要件を満たし本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、下記４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定した法人との契約手続に移行する。

なお、下記４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該手続を終了して競争入札に移行するものとする。

2　業務概要

(1)　業務名　　令和９・10 年度広町二丁目地区事業調整等業務
(2)　業務内容　広町二丁目地区における土地区画整理事業の実施に関して必要となる地権者・関係機関等との調整及び資料作成等を行う業務である。
(3)　履行期間　令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで

3　業務目的

本業務は、広町二丁目地区における土地区画整理事業の実施に関して必要となる地権者・関係機関等との調整及び資料作成等を行う業務につき、現場調整関連業務を行い、機構事業の円滑な推進に資するべく、業務の支援を行うことを目的とする。

4　応募要件

下記（1）に掲げる資格を満たしている単体企業又は下記（2）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。なお、設計共同体により業務を実施する場合には、代表者が委託業務責任者の配置を予定すること。

(1) 単体企業

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

② 当機構東日本地区における令和７・８年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、業種区分「土木設計」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

③ 参加意思確認書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

④ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→当機構で使用する標準契約書等について→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）

⑤ 平成23年度以降に完了した、以下のいずれかの業務の実績（下請による業務の実績を含む。）を有すること。

Ａ業務：公的機関※１又は宅地造成事業者（民間企業を含む。）が発注した宅地造成事業※２における発注者支援業務※３

Ｂ業務：公的機関※１が発注した以下のいずれかの業務

・公共工事における発注者支援業務※３（Ａ業務を除く）
・工事監督関連業務
・土木設計関連業務
・換地設計関連業務
・積算関連業務

※１「公的機関」とは、国、地方公共団体、独立行政法人（前身の特殊法人を含む。）をいう。

※２「宅地造成事業」とは、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、住宅用地造成事業、開発行為等により行われる公共施設の整備改善、宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設等に関する事業をいう。ただし、整地工事、排水工事及び道路工事が同一エリアで重層的になされ、かつ住宅等の用に供する宅地の品質及び施工精度が満たされているなど、宅地造成事業において一般的になされる工事と同等程度の事業と認められるものは宅地造成事業と同等のものとみなす。

※３「発注者支援業務」とは、公共工事又は宅地造成事業の発注者（施行者）を支援する立場として実施する以下のいずれか一つを含む業務をいう。

・事業実施に用いる検討資料の作成
・予算要求又は補助金申請関係資料の作成
・事業進捗に係る資料作成
・地元等との協議及び調整に必要な資料作成
・工事又は業務の発注管理
・工事又は業務請負者に対する連絡調整
・施工管理
・積算資料作成

⑥　次に掲げる基準を満たす委託業務責任者を当該業務に配置できること。

イ　下記のいずれかの資格又は経験を有する者であること。

・技術士（総合技術監理部門又は建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

・ＲＣＣＭ（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

・土地区画整理士の資格を有する者

・１級土木施工管理技士の資格を有する者

・公共工事品質確保技術者（Ｉ）の資格を有する者

・土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者

・大学卒業後13年、短大若しくは高専卒業後18年又は高校卒業後23年以上で土地区画整理事業に関する業務の実務経験又は宅地造成事業における工事に関する実務経験を有する者

ロ　平成23年度以降に、上記⑤に掲げる業務の経験（宅地造成事業の発注者支援業務の実績には下請、出向又は派遣による実績を含む。）を有する者又は発注者として上記⑤に掲げる業務の管理に従事した者であること。

ハ　申請書及び資料の提出期限日時点において、当該企業と雇用関係があること。なお、予定担当技術者については派遣社員の活用を妨げない。

(2) 設計共同体

①　上記（1）に掲げる条件（代表者以外の者は⑤及び⑥の条件を除く。）を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（別添１）に示すところにより、本部長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。

②　設計共同体における分担業務は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

5　参加意思確認書の提出に関する事項

説明書による。

6　総合評価に関する事項

説明書による。

7　手続等

(1)　担当支社等

〒163－1315　東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー13階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

事業推進部事業推進第３課　担当：丸山　電話03-5323-0506

(2)　説明書の交付期間、場所及び方法

令和８年 11 月 24 日（火）から令和９年２月２日（火）まで

当機構ホームページからダウンロードとする。

(3)　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和８年 12 月 24 日（木）午後５時まで

上記（1）に掲げる担当支社等に簡易書留郵便による郵送とし、提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。

８　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　関連情報を入手するための照会窓口

上記７（1）に同じ。

(3)　当機構東日本地区における令和７・８年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格「土木設計」の業種区分の認定を受けていない場合も、参加意思確認書を提出することができるが、開札の時までに当該資格の認定を受けていなければならない。

(4)　詳細は説明書による。

以　上